

## 第 9 2 号議案

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

加東市病院事業使用料及び手数料条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「診療料」を「診療料等」に、「及び入院時食事療養費」を「、入院時食事療養費」に改め、「第 9 9 号）」の右に「、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 2 年厚生省告示第 1 9 号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省告示第 1 2 7 号）」を加え、「その診療」を「その診療等」に改め、同条ただし書中「診療契約」を「契約」に改め、「給付」の右に「及び介護サービス」を加え、「療養に」を「療養等に」に改める。

第 3 条第 1 項中「で診療」の右に「又は介護サービス」を加え、「診療料」を「診療料等」に、「診療報酬の算定方法」を「前条に規定する各規程」に改め、「1 点」の右に「又は 1 単位」を加え、同条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項に、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

第 4 条第 2 項中「片道 2 キロメートル以内は 5 0 0 円、2 キロメートル又はその端数を増すごとに 2 5 0 円を加算した額」を「市内及び市外で片道 2 0 キロメートル未満は無料、市外で片道 2 0 キロメートル以上は 2, 0 0 0 円」に改める。

第 6 条第 2 号中「診療」を「診療等」に改め、同条第 3 号中「診療契約」を「契約」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第92号議案 要旨

### 加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

新たに介護サービスを提供するためにその費用に関する規定を追加すること、往診及び訪問診療において実費とされる交通費を訪問看護に係る交通費の額と同額とすること並びに所要の整理を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 介護サービスに係る費用を規定すること及びそれに伴う所要の改正を行うこと。（第2条、第3条第1項及び第6条関係）
- (2) 往診及び訪問診療に係る交通費を訪問看護の交通費と同額とすること。（第4条関係）
- (3) その他所要の改正を行うこと。（第3条第3項関係）

#### 3 施行期日 公布の日



定めるとおりとする。

(1) 診療時間内 95,000円

(2) 診療時間外 105,000円

(3) 深夜 110,000円

4 (略)

5 (略)

(使用料)

第4条 (略)

2 往診等による自動車の利用料は、片道2キロメートル以内は500円、2キロメートル又はその端数を増すごとに250円を加算した額に100分の108を乗じて得た額とする。

(納付)

第6条 使用料等（一部負担金を含む。）は、病院長の発行する納入通知書によりその都度納付しなければならない。ただし、次に掲げるものは、後納とする。

(1) (略)

(2) 診療が終了しなければ算定が困難なもの

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他法令又は診療契約に基づき給付若しくは負担されるもの

3 (略)

4 (略)

(使用料)

第4条 (略)

2 往診等による自動車の利用料は、市内及び市外で片道20キロメートル未満は無料、市外で片道20キロメートル以上は2,000円に100分の108を乗じて得た額とする。

(納付)

第6条 使用料等（一部負担金を含む。）は、病院長の発行する納入通知書によりその都度納付しなければならない。ただし、次に掲げるものは、後納とする。

(1) (略)

(2) 診療等が終了しなければ算定が困難なもの

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）その他法令又は契約に基づき給付若しくは負担されるもの